

1. 議事日程第5号

(平成23年第7回大口町議会定例会)

平成23年12月16日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてまで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)
- 日程第3 議員提出議案第8号 老朽化した原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出についてから議員提出議案第11号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への不参加を求める意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第70号 財産の取得について(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	江 幡 満世志	2番	吉 田 正
3番	柘 植 満	4番	伊 藤 浩
5番	前 田 新生	6番	大 島 保 憲
7番	丹 羽 孝	8番	岡 孝 夫
9番	土 田 進	10番	齊 木 一 三
11番	宮 田 和美	12番	酒 井 廣 治
13番	丹 羽 勉	14番	木 野 春 徳
15番	倉 知 敏 美		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭

健康福祉部長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生涯教育部長	近 藤 孝 文
会 計 管 理 者	吉 田 治 則	学校教育課長	竹 本 均

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 長 次	吉 田 雅 仁
--------	---------	------------------	---------

開議の宣告

議長（倉知敏美君） それでは、皆様、改めましておはようございます。

本日の出席議員は15人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしましたとおりであります。

（午前 9時30分）

諸般の報告

議長（倉知敏美君） まず、日程第1、諸般の報告をいたします。

各常任委員長より、委員会審査報告書が提出されましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告は終わります。

議案第56号から議案第69号までについて（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（倉知敏美君） 次に、日程第2、議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてから議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定についてまでを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

各常任委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務建設常任委員長 柘植満議員、お願いします。

総務建設常任委員長（柘植 満君） おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る12月2日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました11議案につきまして、審議の内容と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月7日午前9時30分、役場3階第1委員会室において、委員全員と森町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

それでは、付託議案の順に御報告申し上げます。

議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、原因不明の火災が続いているが、警察の夜間パトロールは行われているのかとの質疑があり、そういう情報は聞いていないが、大口町の消防団が独自に巡回している。町民安全課も火災予防のパトロールを日中、夕方にかけて回っているとの回答でした。また警察にも、パトロールしていただけるよう要望がありました。

そのほか質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

議案第57号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

議案第58号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、日当について質疑がありました。日当は、直線距離60キロ以上で自治体で枠を決めている。日当の半額が昼食費、あとの半額は雑費と使い分けているとの回答でした。

そのほか質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

議案第59号 大口町税条例の一部改正について、住民税の寄附金控除に該当する寄附金はどんなものがあるかとの質疑に対し、例規集、条例の第33条の7に列記しており、今回内容的な改正はなく、具体的には都道府県と市町村、社会福祉法での共同募金会、日本赤十字社、また所得税法で決めてあるものとの回答でした。また政党に対する寄附金について質疑があり、これについては、政治活動に関する寄附金は所得税だけが対象で、住民税は対象ではないとの回答がありました。

採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）の所管分について、歳入歳出一括で審査に入りました。

リサイクルセンターは今後も直営でやる予定なのかとの質疑に対し、将来については、しばらくの間、直営で運営していく予定であるとの回答がありました。また、中小口の国土調査事務等委託の減額について、今後、県道斎藤羽黒線の整備拡幅は協議されていくのかとの質疑があり、交換分合という手法で整備をしていくことで地元と協議をしている。今回の交差点改良等の手法については、県費を受け、交通安全対策という位置づけで県にお願いをしている。小口名古屋線の方の動向を見ながら、県道斎藤羽黒線についても採択に向けて進めていきたいとの回答がありました。

採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

議案第63号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、下水道の接続が10年以上たっても行われていないところがあり、工場については苦情も出ている。接続率向上の努力はどうかとの質疑があり、3年以上たった方については訪問している。今後は維持管理、水洗化率の向上も含めて対応を考えていきたいとの回答でした。

採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

議案第64号 尾張市町交通災害共済組合規約の変更について、議案第65号 尾張農業共済事務組合規約の変更について、議案第67号 大口町道路線の変更について、議案第68号 大口町道路線の認定についての4議案は特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について、防災無線で区の行事の案内が流れるが、住んでいるところと違う行政区におつき合いをされているところがある。案内が聞こえにくいとの質問に対し、おつき合いをされている行政区にセットされた無線機と交換すれば使用できるので、町民安全課で交換させていただくとの回答がありました。また選挙の関係で、住居表示はいつ施行されるのかとの質疑に対して、具体的な時期については未定との回答がありました。

そのほかの質疑にも適切な回答があり、本案は、全員の賛成をもって原案のとおり可決されました。

以上で、総務建設常任委員会に付託を受けました11議案の審査内容と審査の結果の御報告といたします。

議長（倉知敏美君） 総務建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして、文教福祉常任委員長 岡孝夫議員。お願いします。

文教福祉常任委員長（岡 孝夫君） 改めまして、おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る12月2日の本会議において文教福祉常任委員会が付託を受けました4議案について、その内容と結果を付託議案順に御報告申し上げます。

なお、この委員会は、12月8日午前9時30分から役場3階第1委員会室にて、委員全員の出席と、森町長以下関係職員の出席を得て開催をいたしました。

本会議において付託を受けました議案につきましては、既に説明を受けておりましたので、直ちに審査に入りました。

最初に、議案第60号 大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について審査に入りました。

災害弔慰金について、健康福祉部が所管するのはなぜかとの問いに、今回の条例の上位法として災害弔慰金の支給等に関する法律があり、その所管が厚生労働省の社会援護局となっているため、町の条例においても厚生部門での位置づけとし、健康福祉部の所管という解釈をしているとの答弁がありました。

その他質疑なく、議案第60号 大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）の審査に入り

ました。款3.民生費、項1.社会福祉費の中の高齢者福祉費で減額となった大口町コミュニティー・ワークセンターの156万9,000円について再確認したいとの問いに、コミュニティー・ワークセンターへの補助金の減額については、昨年度まで880万円あったが、国庫補助金が国の事業仕分けにより、今年度から710万円に減額されていたところ、7月に国庫補助金の増額があったため、その分について、町からの補助金を減額したとの答弁がありました。

コミュニティー・ワークセンターについて、最近の事業展開の状況はとの問いに、ワンコインサービスも始めており、また事務所では喫茶やお弁当もやっている。会員も非常に少ない時期があったが、会員募集のための説明会や広報無線での周知により、現在は正会員が198名、準会員が8名あり、合計で206名の会員がいるとの答弁がありました。また、この年末にかけて剪定の依頼が多い中、剪定を就業される方が8人しかいないため、毎年2月の剪定講習会を少し強化して、剪定をされる方をふやしていく状況にあるとの答弁がありました。

その他質疑なく、採決の結果、議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）は、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の審査に入りました。

歳入にある基金の繰入金について、補正額5,300万に対し、その25%として1,325万円を基金から繰り入れするとあるが、1億5,000万ほどに膨れ上がっている基金に対して、残りの1億3,000万円ほどは年度内での有効な基金利用をするような考えがあるかとの問いに、介護保険の保険料の設定は、3年間の計画を立て保険料を決めていくわけだが、全体の読みの中で、たまたま大口町は残ってきているので基金に積んでいる。

今回、基金から1,300万円ほどを取り崩し、残った1億3,000万円ほどについて、基金に残しておきたい額として、介護報酬の平均的な1ヵ月に必要な金額、約7,000万円ほどを想定している。緊急対応用として基金を積んできたが、今現在、1億3,000万円ほど残っているので、その有効活用として、次期の計画で取り崩し、少しでも介護保険の保険料の上昇を抑えていくよう現在進めているとの答弁がありました。

他に質疑なく、採決の結果、議案第62号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について審査に入りました。

本議案については質疑なく、採決の結果、議案第66号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教福祉常任委員会が付託を受けました4議案の審査内容とその結果の報告を終了いたします。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでした。

以上で、文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第56号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第56号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第57号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

それでは、議案第57号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第58号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 大口町税条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第59号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第60号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成23年度大口町一般会計補正予算(第4号)の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第61号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第62号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第63号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 尾張市町交通災害共済組合理約の変更について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第64号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 尾張農業共済事務組合理約の変更について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第65号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第66号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第67号 大口町道路線の変更について討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第67号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 大口町道路線の認定について討論に入ります。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第68号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第69号の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第8号から議員提出議案第11号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（倉知敏美君） 次に、日程第3、議員提出議案第8号 老朽化した原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出についてから議員提出議案第11号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への不参加を求める意見書提出についてまでを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井廣治議員。

12番（酒井廣治君） 議長さんの御指名を受けましたものですから、議員提出議案第8号について御説明申し上げます。

議員提出議案第8号

老朽化した原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を
求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年12月16日提出

提出者 大口町議会議員 酒 井 廣 治

賛成者 大口町議会議員 吉 田 正

賛成者 大口町議会議員 柘 植 満

賛成者	大口町議会議員	前田新生
賛成者	大口町議会議員	丹羽孝
賛成者	大口町議会議員	齊木一三
賛成者	大口町議会議員	宮田和美
賛成者	大口町議会議員	倉知敏美

老朽化した原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を
求める意見書

政府は、近い将来発生が予想される東海地震の震源域のほぼ真ん中にあたる、中部電力浜岡原子力発電所の運転停止を中部電力株式会社に要請し、中部電力は臨時取締役会で、浜岡原発のすべての原子炉の運転停止を受け入れました。

しかし、中部電力が受け入れたのは、中長期的な地震・津波対策補強工事が終わるまでの2～3年の間の一時停止に過ぎません。浜岡原発は、東海道新幹線や東名高速道路など、日本列島の東西を結ぶ大動脈が近くを通り、いったん事故を起こせば広範囲に大きな被害を及ぼすことは明らかです。また中京圏、関西圏から100キロメートル圏内にある敦賀原発・美浜原発の老朽化も問題となっています。

原発は、多重防護の対策がとられているから安全だという、つくられた「安全神話」は完全に崩壊しました。新たな原発震災を繰り返さないためにも、原発依存型社会から脱却し、再生可能エネルギーへの転換を進めるべきです。

ドイツではすでに、発電量の16%（福島原発1号機の25基分）を再生エネルギーでまかない、さらに2030年に30%以上、2050年には80%をめざし、長期的な戦略として再生可能エネルギー計画を立てています。

日本は、原発依存のエネルギー政策から脱却し、太陽光・熱、風力、水力、地熱、波力、潮力、バイオマスなど再生可能エネルギーへの転換を決断し、大胆な目標とそれを実行するプランを策定すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年12月16日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

内閣総理大臣 野田佳彦

経済産業大臣 枝野幸男

続きまして、

議員提出議案第9号

自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年12月16日提出

提出者	大口町議会議員	酒井廣治
賛成者	大口町議会議員	柘植満
賛成者	大口町議会議員	前田新生
賛成者	大口町議会議員	丹羽孝
賛成者	大口町議会議員	齊木一三
賛成者	大口町議会議員	宮田和美
賛成者	大口町議会議員	倉知敏美

自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書

東日本大震災からの復興に向け「日本経済の再生」が求められている中、足下の行き過ぎた円高は、国内の産業空洞化の急進、それに伴う国内雇用機会の喪失、日本経済の更なる低迷に繋がりがねない大きな足枷となっている。

こうした中、国内就業人口の約1割、532万人の雇用を支えている日本の産業の中核である自動車産業は、行き過ぎた円高に伴い、熾烈なグローバル競争環境下において価格面での国際競争力が低下し、輸出による利益を確保することが困難な状況である一方で、国内市場も年々縮小し、ピーク時の年間800万台から現在では年間500万台を割り込むなど、極めて厳しい環境にある。

今後、この行き過ぎた円高が是正されなければ、生産拠点が海外に移転することは必至である。加えて、国内市場規模がさらに縮小・低迷すれば、地域の基幹産業として多くの企業、雇用を支えてきた自動車産業の空洞化が加速し、地域経済が取り返しのつかない打撃を被ることが懸念される。

内需の拡大により裾野の広い自動車産業の活性化を図ることは、日本経済の回復を通じた日本の復興・再生に資するものであり、地域における雇用の維持、税収の確保を通じた地方経済の持続的な成長に大きく寄与するものと確信する。

そのためには、平成23年度税制改正大綱に記載されている通り、自動車関係諸税である車体

課税の「簡素化・負担の軽減となる抜本見直し」が平成24年度税制改正において確実に実行されることが必要不可欠である。

よって、政府におかれては、以下の事項を確実に実行されるよう強く要望する。

記

1．平成23年度税制改正大綱に記載されている通り、「車体課税の簡素化・グリーン化・負担の軽減」等をエコカー減税の期限到来時である平成24年3月末までに確実に実行すること

自動車取得税の廃止

自動車重量税の廃止

自動車税・軽自動車税の抜本的改革

2．車体課税の抜本見直し後も、環境対応車促進インセンティブを実施すること

3．燃料課税の旧暫定税率を廃止し、タックスオンタックスを解消した上で簡素化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 野田佳彦

財務大臣 安住淳

総務大臣 川端達夫

経済産業大臣 枝野幸男

議長(倉知敏美君) 御苦労さまでした。

次に、第10号について、木野春徳議員。

14番(木野春徳君) それでは、議長さんの御指名をいただきましたので、議員提出議案第10号について、議案の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

議員提出議案第10号

愛知県の福祉医療制度の見直しに反対し充実を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年12月16日提出

提出者 大口町議会議員 木野春徳

賛成者 大口町議会議員 江幡満世志

賛成者 大口町議会議員 伊 藤 浩
賛成者 大口町議会議員 大 島 保 憲
賛成者 大口町議会議員 岡 孝 夫
賛成者 大口町議会議員 土 田 進
賛成者 大口町議会議員 丹 羽 勉

愛知県の福祉医療制度の見直しに反対し充実を求める意見書

愛知県は、「行革大綱に係る重点改革プログラム（素案）」において、「子ども、障害者、母子父子家庭、寝たきり・認知症高齢者等の医療費自己負担に対する公費支給については、将来に予測される所要額の増加に対応し、持続可能な制度」に見直すとして、「一部負担金導入」を含む制度の検討を明らかにしました。

この制度は、これまでの政府が医療保険制度を見直ししてきたのに対し、社会的に特に必要な階層や分野の県民が安心して必要な医療が受けられるよう、住民の要望を反映して、県や市町村が築き上げてきました。

県は、市町村だけでは財政的に困難なことから市町村が支出する費用の1/2を補助しています。

愛知県は「行革大綱を深掘りする必要性」に、「日本一元気な愛知の実現」「活力ある地域づくりを県がリードする」ことを挙げています。その実現のために、今年度の予算では「高度先端産業立地促進補助金」や公共事業を大きく増加させ、来年度予算では50億円規模の「産業空洞化対策減税対応基金」を表明し、その原資を「行財政改革で捻出する」としています。

地方自治法は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定めています。県民所得の減少など県民の生活の悪化が顕著になっています。

よって福祉医療制度は、実施主体である市町村から、子ども医療の対象年齢の拡大、精神障害者の対象疾病の拡大など、一層の充実が毎年度求められていて、ますます重要な施策となっています。愛知県は、福祉医療制度を見直しせず、一層の充実を図ることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

愛知県丹羽郡大口町議会

（提出先）

愛知県知事 大村秀章 殿

以上で、提案説明とさせていただきます。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでした。

続きまして、第11号につきまして吉田正議員。

2番（吉田 正君） 大変お聞き苦しい声で申しわけないんですけど、説明させていただきます。

議員提出議案第11号

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への不参加を求める意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成23年12月16日提出

提出者 大口町議会議員 吉田 正

賛成者 大口町議会議員 江幡 満世志

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への不参加を求める意見書

政府は11月、日本農業に壊滅的な打撃を与え、雇用・医療・食品安全などの国民生活に大きな影響を与える環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）について、国民の強い批判や躊躇を無視して、「参加のための交渉参加」を表明しました。

ＴＰＰ参加により、農産物の生産減少額は、全国で3兆1千億円（農水省試算）、愛知県では農業で820億円（総生産額の26%）、漁業で117億円（総生産額の29%）（愛知県試算）に至り、日本と愛知県の農水産業に大打撃となります。農家は、米価の下落で大規模経営でさえ経営が困難になっている上に、コメ輸入まで自由化してしまえば、農業経営はまったく成り立ちません。政府・民主党が掲げる「食料自給率向上」の公約に逆行するばかりか、食糧自給率も先進国最低の40%からさらに引き下がり、農水省試算によれば自給率は13%へと激減します。大口町においても、食品関連や輸送など広範な業種で雇用が失われ、地域経済に大打撃をこうむるものとなります。

また、農業だけではなく、「非関税障壁撤廃」の名で、医療、食品安全、労働、保険、雇用など国民生活全般が打撃を受け、「国のかたち」を根本から揺るがす深刻な問題が指摘されています。合わせて、東日本大震災で大きな被害を受けている東北3県にとって、農林水産業は基幹産業であり、ＴＰＰ参加の強行は、被災地域と被災者の再建の基盤を壊し、復興への希望さえも奪ってしまいます。

いま必要なのは、各国の食料主権・経済主権を保障することを基本に置き、貿易ルールを確立することです。よって、政府に対し、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）には参加しな

いことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月16日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

経済産業大臣 枝 野 幸 男

農林水産大臣 鹿 野 道 彦

以上です。

議長(倉知敏美君) 御苦労さまでした。

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議員提出議案第8号 老朽化した原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第9号 自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書提出について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第10号 愛知県の福祉医療制度の見直しに反対し充実を求める意見書提出について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

次に、議員提出議案第11号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への不参加を求める意見書提出について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論、採決に入ります。

議員提出議案第8号 老朽化した原発の延命中止と再生可能エネルギーへの転換の促進を求める意見書提出について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 討論なしと認めます。

それでは、議員提出議案第8号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議員提出議案第9号 自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 1番 江幡満世志議員。

1番(江幡満世志君) 自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書に反対の立場で討論いたします。

減税になるのだからよいのではないかという考えがありますが、そのことによって、国や自治体が行う事業に支障を来すようなことがあってはなりません。臨時国会で1,500億円を減税することを決めました。地方自治体に対する財源確保はどうなったのかは不透明ではないでしょうか。

自動車産業は行き過ぎた円高と、国際的な熾烈な人件費削減競争の中であっても利益を確保し、内部留保をふやし続けています。さらに、利益をふやすために生産拠点を海外に移す動きが加速しています。それは、異常な円高と日本国内の人件費が発展途上国と比較すると高いからであります。

円高は、輸出をふやせばふやすほど円が強くなります。輸出よりも内需を温める政策への転換が必要です。それには、自動車関係諸税の廃止は自動車関連会社にはプラスになりますが、それよりも働く人の賃金を上げること、失業者を減らすことの方が国内で車をもっと買ってもらえるようになるのではないのでしょうか。大企業がため込んだ260兆円の内部留保の一部分でも、賃金の引き上げや雇用の拡大に使うべきです。5兆円で、年収500万円の人が100万人の雇用が生まれます。下請いじめが減り、失業者が減り、生活保護などの経費も減り、犯罪も減っていきます。

自動車重量税は、公害健康被害者補償制度に一部充当されている税金です。排気ガスを出している自動車の税金で、公害病で苦しんでいる人への補償が行われているということは、排気ガスを出し続けないと補償ができないということになります。直ちにこんな財源確保のあり方はやめるべきです。しかしながら、現にある以上、減税によってこの制度が維持できないよう

になっても困りますが、対応しているのでしょうか。

2008年1月31日の参議院予算委員会で、公明党の山口那津男政調会長代理は、環境大臣に質問をしています。「公害健康被害補償法に基づく補償事業を受けている認定患者はどれくらいいるのか」。大臣は、「全国で4万7,000人、自動車重量税の税収を確保されていることが、この事業給付を安定させていると答弁しています。患者は高齢化している。ほかに収入がなく、これを頼りにしている人がいる。暫定税率廃止で影響を受けたら、たちまち生活に困る。ぜひともこれを確保していただきたい」、そのように言っております。

私どもは、こうした問題が解決されているのかどうか分からない中で、この意見書には賛成をしかねます。1%の富裕層に富が集中する世の中でなく、99%の人たちに幸福が享受できる世の中にするための提案を立場の違いを超えて協力すべきだということを結びの言葉としたいと思います。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 酒井廣治議員。

12番（酒井廣治君） 自動車関係諸税の抜本的見直しを求める意見書に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

最近の円高が続く状況の中において、企業の生産拠点が海外に移転し、産業の空洞化が進んでしまうということが迫ってきています。

愛知県を初め、ものづくりができない状況にある地域経済が打撃を受けると同時に、雇用の維持を図ることが難しくなります。そのためには、自動車に係る税収を返上してでも、減税の内需を刺激する方が地域経済にプラスになるという意見書に賛同するものであります。

議長（倉知敏美君） それでは、これをもって討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第9号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（倉知敏美君） ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、本案は可決されました。

続きまして、議員提出議案第10号 愛知県の福祉医療制度の見直しに反対し充実を求める意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第10号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(倉知敏美君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議員提出議案第11号 環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)への不参加を求める意見書提出について討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(倉知敏美君) 丹羽孝議員。

7番(丹羽 孝君) 環太平洋経済協力協定(T P P)への不参加を求める意見書に対して、反対の立場で討論いたします。

T P P参加の是非については、先ほどの提案書にもありましたように、農業団体からの意見、それから自動車業界初めとする意見、さまざまな意見が提出されています。政府・与党の中でも、賛否両論拮抗といった状況でありましたが、先日、政府は参加協議を条件つきで決定されました。このメリットについては、いろいろな資料が出ておりますが、経済産業省はT P Pに参加しない場合には、自動車業界などでG D Pが10兆5,000億円、雇用で8万1,000人ほど減少する。一方、反対する立場で農林水産省は、もし参加すればG D Pが7兆9,000億円減少すると計算しておられます。内閣府はこうしたメリット・デメリットを加算して、T P Pに参加した場合、実質G D Pが2兆7,000億円増加すると発表されています。

愛知県の発表では、大村知事と産業労働部長の発表ですけれども、T P Pに参加しなかった場合は、自動車など基幹産業を中心に、県のG D Pは1兆8,000億円の減、雇用は10万2,000人の減、一方、T P Pに参加した場合、農水産業で940億円ほどの減少のおそれがあるということです。参加した場合、愛知県のG D Pは1,600億円から2,200億円の増加と発表しておられます。大口町では輸出関連企業も多いことから、かなり大きな影響を受けるものと思われま

す。

参加はこうした数値的なプラスの影響ばかりではなく、農業衰退による耕作放棄地の増加など、洪水防止機能の低下など大きな痛みをこうむる分野もあり、さまざまな影響があるわけで、国は参加を進めるわけですから、具体的な、実現可能な政策を国民に提示し、丁寧に理解を求めていく必要があると考えます。

しかしながら、今の時代は世界がボーダレス化して、各国連携し合って経済や技術など、さまざまな活動が展開されており、連携という大きな流れがあります。その中で一人日本が孤立したり、あるいは鎖国的な存在で、これからも経済発展を遂げようということは、私は困難だ

と思います。

こうした意味でＴＰＰ不参加を求める意見書に反対いたします。以上です。

議長（倉知敏美君） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 江幡満世志議員。

1番（江幡満世志君） 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への不参加を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

不参加を求める決議は、全国町村会、農業委員会の全国組織である全国農業会議所で上がりました。しんぶん赤旗、日本農業新聞は、連日ＴＰＰ交渉参加反対の論陣を張っています。一方で、自動車や電機など輸出大企業と、朝日新聞を初めとする全国紙は、恐れずＴＰＰに参加せよと言っています。農業対その他の産業という対立があるかのようにマスコミは報道しています。

日本共産党は、アメリカの言いなりでよいのかが問われているのだと考えています。アメリカの主要経済団体が、ＴＰＰで市場開放の例外を認めないように政府に圧力をかけています。アメリカ商工会議所、全米製造業社会、アメリカ農業連合、アメリカ研究製薬工業協会、証券業・金融市場協会など45団体がオバマ大統領に連名で書簡を送りました。書簡は、いかなる分野、生産物、サービスも市場開放や貿易、投資の中核的ルールから除外してはならないと主張。除外規定はアメリカの企業、労働者が得る経済的好機を減らし、アメリカの競争力を低下させるとあからさまに自分たちの利益を強調しています。このように、アメリカの主要経済団体は、アメリカの利益のために市場開放の例外を認めるなどオバマ大統領に迫っているのです。

さらに、アメリカの業界団体や議員が、アメリカ政府にＴＰＰ交渉との関係で露骨な対日要求をしています。日本経団連などが毎年行っている日米財界人会議のアメリカ側主催団体の米日経済協議会が、「ＴＰＰへの日本参加の実現に向けて」と題する白書を発行しました。この中で農業改革、規制・基準の緩和、税関の手續、ルールの効率化、政府調達の透明性とプロセスの改善、日本郵政などとの対等な競争条件の確立など、包括的な要求を上げています。アメリカの対日要求は、農業の分野だけでなく、医療や医薬、郵政や共済保険、国や地方の工事やサービスの調達、国境を越える企業合併・買収など、あらゆる分野に及びます。ＴＰＰ交渉に参加する前から、アメリカから要求されっ放しになっていて、既にＴＰＰ参加が決まっているかのようになっています。

野田首相は、ＴＰＰ参加について離脱もあり得ると主張しています。しかし、アメリカのバーバラ・ワイゼル首席交渉官は、「参加の決断は前もってなされるべきだ。真剣な意思を持たない国は来てもらいたくない」と発言しています。野田首相は、交渉に参加する表明を行った

わけですから、アメリカから見れば、離脱はあり得ないこととなります。アメリカに逆らったことがない日本が、日本の国益を守るために交渉するなどということは考えられないのではないのでしょうか。

ＴＰＰ協定には慎重に対応を求める意見書を、３月議会で大口町議会で可決しました。東日本大震災もあって、ＴＰＰ問題が遠のいたかのように見えてましたが、東北の農業や漁業の復興よりもアメリカの利益が優先されようとしています。政府にこの意見書を提出して、考え直していただく必要があります。

この意見書に賛同くださいますようお願いいたしまして、討論を終わります。

議長（倉知敏美君） これをもって討論を終了いたします。

それでは、議員提出議案第11号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（倉知敏美君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

議案第70号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（倉知敏美君） 次に、日程第4に入ります。

議案第70号 財産の取得について、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、本日、追加上程をさせていただきます議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第70号 財産の取得についてであります。明日の学校づくり施設整備事業、大口南小学校用一般備品購入に伴い、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、生涯教育部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（倉知敏美君） それでは、議案第70号について、生涯教育部長、説明をお願いいたします。

生涯教育部長（近藤孝文君） 議長の御指名を受けましたので、議案第70号 財産の取得について、説明させていただきます。

この議案につきましては、平成23年12月6日に指名競争入札を執行いたしました結果、議会の議決を求める案件となりましたので、今定例会で議決をお願いするものであります。

契約の内容は、１．名称、明日の学校づくり施設整備事業、大口南小学校用一般備品。２．財産の種類、物品。３．数量、新生大口南小学校用一般備品一式。内訳につきましては、児童用机480脚初め、85品目、1,342点であります。４．契約の方法、指名競争入札。５．取得金額、3,727万5,000円。６．契約の相手先、小牧市新町一丁目40番地、有限会社富田文溪堂小牧支店、代表取締役 富田勝美。７．納期、平成24年3月30日まで。

なお、参考資料として、指名競争入札執行調書を添付いたしましたので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上で、議案第70号の説明といたします。

議長（倉知敏美君） 御苦労さまでした。

引き続き、これより議案に対する質疑を行います。

議案第70号 財産の取得について質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 齊木一三議員。

10番（齊木一三君） 今回ののは指名競争入札ということでございますが、入札方法としては従来の入札か、それとも電子入札で行われておるかちょっとお尋ねいたします。

議長（倉知敏美君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（近藤孝文君） 従来の入札で、紙ベースの入札を行いました。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 私もよくわからんのですけれども、いわゆる電子入札と従来の入札といろいろ使い分けておられるようでございますが、そうした基準というのはどうやって持っておられるかちょっとお聞きしたいのですが。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 今回のケースにつきましては物品購入ということで、物品については従来の方法です。ただ、指名願につきましては、物品についても電子システムにより資格申請をしていただいております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（倉知敏美君） 齊木議員。

10番（齊木一三君） 物品も電子入札の資格審査をやっておるということであって、電子入札でやれないというわけでもないわけですね。南小学校あたりでも最低価格を公表して、全部価格がそろってしまって、あとは、またくじ引きのような形でやられておるんですが、今回デ

ータを出していただきますと、当然従来の入札方式ですので、ばらつきがあるように見えるんですが、その間隔もかなり迫っております、オーダー品ですか、そういうのが少なく、既製品で備品を入れられると思いますけど、そういう部分が多いんじゃないかと思いますが、それに対して市場原理で、どうしても大きなところがいるな物品購入には有利になってくるかと思いますが、そうした関係で、これが指名競争入札、最低価格というのは公表なしでやってみえたわけですか。

議長（倉知敏美君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 物品につきましては、やはり工事請負、あるいは業務委託と違いまして、物品に関しましては予定価格の公表もしておりません。また、最低価格も議員御指摘のとおり、極端なことを言うと1円入札とかいうのがあったりもしますけれども、物品については品質が確保されているということで、最低価格も設けておりません。そんなようなことで、物品だけ取り扱いが、他の請負工事等とは違うような運用をしておりますのでお願いいたします。

議長（倉知敏美君） そのほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第70号の討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 討論なしと認めます。

それでは、議案第70号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（倉知敏美君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（倉知敏美君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして平成23年第7回大口町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（午前10時41分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 倉 知 敏 美

大口町議会議員 宮 田 和 美

大口町議会議員 酒 井 廣 治

写

平成23年12月7日

大口町議会議長 倉 知 敏 美 様

総務建設常任委員会

委員長 柘 植 満

総務建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第56号	大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
第57号	大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
第58号	大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
第59号	大口町税条例の一部改正について	原案可決
第61号	平成23年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)	原案可決
第63号	平成23年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
第64号	尾張市町交通災害共済組合理約の変更について	原案可決
第65号	尾張農業共済事務組合理約の変更について	原案可決
第67号	大口町道路線の変更について	原案可決
第68号	大口町道路線の認定について	原案可決
第69号	国土調査法による地籍調査に伴う字の区域の設定について	原案可決

写

平成23年12月8日

大口町議会議長 倉 知 敏 美 様

文教福祉常任委員会

委員長 岡 孝 夫

文教福祉常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
第60号	大口町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	原案可決
第61号	平成23年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）	原案可決
第62号	平成23年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
第66号	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決